

奈良県告示第四百九十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

平成三十年三月二十日

奈良県知事 荒井正吾

一 施行者の名称

大和郡山市

二 都市計画事業の種類及び名称

大和都市計画下水道事業大和郡山市流域関連公共下水道

三 事業施行期間

変更後の事業施行期間 昭和四十六年三月十二日から平成三十七年三月三十一日まで

四 事業地

変更後の事業地

(一) 収用の部分

平成十五年七月奈良県告示第百九十九号のとおり

(二) 使用の部分

昭和四十六年三月奈良県告示第五百五十六号、昭和四十八年十一月奈良県告示第三百十五号、昭和五十年五月奈良県告示第百二号、昭和五十二年十一月奈良県告示第四百十六号、昭和五十五年三月奈良県告示第七百二十三号、昭和五十五年十月奈良県告示第四百八十一号、昭和五十六年九月奈良県告示第三百七十九号、昭和六十年九月奈良県告示第三百六十一号、平成二年四月奈良県告示第六十号、平成五年八月奈良県告示第二百五十九号、平成六年四月奈良県告示第三十三号、平成八年三月奈良県告示第五百六十二号、平成十年三月奈良県告示第六百五十八号、平成十三年三月奈良県告示第五百九十九号、平成十四年九月奈良県告示第二百九十四号、平成十五年七月奈良県告示第百九十九号、平成二十三年三月奈良県告示第四百十六号及び平成二十六年三月奈良県告示第四百十一号の事業地のうち大和郡山市九条町、下三橋町、上三橋町、井戸野町、白土町、若槻町、杉町、筒井町、馬司町、額田部北町、小林町、池之内町、外川町、矢田町及び満願寺町地内において事業地を変更する。